

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	ページ	ご意見	回答
1	7	<p>計画策定の背景と趣旨の本文中「子育て家庭」、「子育て世帯」の文言が事業計画(案)の中で使われているが、その違いはどこで使い分けているのでしょうか。 アンケート調査票の文言なら、やむを得ないですが、統一できないものかと思います。 例えば、P69の子育て応援読本の充実では、本文に「子育て家庭」、「【対象】子育て世帯」となっています。また、P73では、基本目標では「子育て世帯」を使用し、地域情報提供体制の充実では「子育て家庭」を使用しています。 その他の部分は、省略します。</p>	<p>笠岡市子ども条例では「子育て家庭」と表記していることから、その表現に統一します。</p>
2	7	<p>第1章 計画の概要 概要の中に、そもそも第1期の計画がいつ、どのような経過で決まったのか、発足当時の状況について、「子ども条例」との関係において、少しは説明する必要がある。 他の自治体に先駆けて、条例を制定し、子どもの育成を応援しているということは、自慢できることではないだろうか。 こども基本法では、「『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」(第2条)と定義し、子どもに関する施策について、同条2項で、「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまで」と期限を定めているが、笠岡市の事業計画では、計画の対象に妊娠期の子どもを含めていることは大きく評価できると思う。</p>	<p>第2期計画は、第1期計画を踏まえて策定していますので、2期以降の経緯を記載しています。 なお、子ども条例については、引き続き理念に従い、施策を進めていきます。</p>
3	8	<p>3 計画の位置づけ 本文第2段落目 法律と、計画の名称を同じ扱いとするなら、「子ども・子育て支援事業計画」は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」とすべきではないか。 市町村計画の名称が3種類表記されていますが、実際には、計画自体はなく、根拠法、根拠規定に基づく市町村計画を内包するものなので、次のように改められた方がよいと思います。 なお、引用条文も正確でないので改めて下さい。 P7では「こども基本法第2条第1項」という表記になっています。第9条2とは「第9条の2」、「第9条第2項」でしょうか。</p> <p>計画名称 第3期笠岡市子ども・子育て支援事業計画(本計画)</p> <p>根拠法、根拠規定等 子ども・子育て支援法第61条による「市町村子ども・子育て支援事業計画」 位置づけ 義務</p> <p>根拠法、根拠規定等 次世代育成支援対策推進法第8条による「市町村行動計画」 位置づけ 任意</p> <p>根拠法、根拠規定等 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項による「市町村計画」 位置づけ 努力義務</p>	<p>法律等の表記に従い、修正します。</p>
4	10	<p>第2章 笠岡市のこどもを取り巻く現状 ここでも、第2期との比較が行われているだけだ。第1期からの変化については考慮しなかったということか？</p>	<p>第2期計画において、第1期計画を評価分析し、策定しておりますので、第1期計画からの流れも考慮した上で、最近の情勢を組み込みながら第3期計画を策定しています。</p>
5	10	<p>出産率低下・人口減について 子連れの移住者、特に笠岡出身者の子連れ転勤族(小学校5年生の子連れ家族を特に)の転入強化。</p>	<p>計画に従って、施策を実施していく中で検討していきます。</p>
6	11	<p>転入数と転出数の推移 転出数が転入数を上回るという現状について、その理由の分析はされていないのか？ 子育て支援の充実により、転入出を反転させる可能性は探らないのか？</p>	<p>社会動態については、第7次笠岡市総合計画において現状分析等を行っています。また、人口減少社会という現実に向かって、現状を受け入れた上で、子育て支援の充実を図り、安心して産み育てることができる環境づくりに努めます。</p>
7	13	<p>7 世帯数の推移 施設等の世帯の世帯数・世帯人員を除いた一般世帯と比較していますが、こども・子育てに関する施策を考えるうえで、子ども1人世帯は基本的にはないはず。高齢者の一人暮らしが増えている影響が大きいと思います。この国勢調査のデータから1人世帯を除くと次のとおりとなります。核家族化が進んでいることには変わりありませんが、もっと緩やかな傾斜となります。 この部分は、統計データの取扱いのため、どうするかはお任せします。</p> <p>世帯人員 H12年 53,463 H17年 5,763 H22年47,759 H27年43,463 R2年38,452</p> <p>世帯数 H12年 15,970 H17年15,739 H22年15,136 H27年14,123 R2年12,893</p> <p>割合 H12年 3.35 H17年 3.23 H22年3.16 H27年 3.08 R2年2.98</p>	<p>本項目では、核家族化の進展はすなわち世帯人員の小規模化が進んでいる傾向の現れとして、一般世帯における一世帯当たり人員の推移を掲載しています。</p>

No	ページ	ご意見	回答
8	13	世帯数の推移 「一世帯当たり人員も減少傾向で推移しており、核家族化がすすんでいる」と分析しているが、単なる核家族化として捉えるのはあまりにもおざなりではないか？ 数世帯同居家族は平成以前からの傾向であり、当今の世帯当たり人数の減少は独居老人世帯が増えたことにあるのではないか？	本項目では、核家族化の進展はすなわち世帯人員の小規模化が進んでいる傾向の現れとして、一般世帯における一世帯当たり人員の推移を掲載しています。
9	15～16	子育て家庭の状況 欲しいこどもの人数より養育可能なこどもの人数が少ない理由 「養育可能な子どもの人数について、[中略]原因として『子育てや教育にお金がかかりすぎるから』『仕事に差し支えるから』の割合が高くなっています。」という分析については、前者が圧倒的に多数であり、「仕事に差し支えるから」はその他の理由と比較して大きくパーセンテージが高いとは言い難い。この二つの理由を同等に扱うことはできない。分析者の意図は奈辺にあるのか疑問を持って読んだ。 経済的負担が最大の理由であり、これは国政の失敗と言うべきものであるが、その国政の失敗を失敗として認識し分析する必要がある。できるだけ市民に寄り添うような視点と姿勢が必要であると思う。今後の施策における優先度を決定するについては、こうした調査資料の分析に負っているものであるから、丁寧に冷静な分析をお願いしたい。	「仕事に差し支えるから」を記載したのは、2番目に高い割合であること、また平成30年度の同項目と比較した時に増加幅が高いためです。 経済負担の軽減に努め、計画に従い施策を進めていきます。
10	20	職場復帰時の短時間勤務制度利用状況について、経年比較することができれば、どう変化したのかわかりません。【参考】	前回のアンケート調査に同一の質問項目がなく、比較できないので現在の記載になっています。
11	21	「ワーク・ライフ・バランス」などというカタカナの使用はできるだけ避けていただきたい。使うのであれば、「仕事と家庭生活の調和」以上の意味を持たせたいのであれば、使用する際には、しっかりと定義を示してからにいただきたい。	専門的な用語については、本計画の最後に、用語解説を記載しています。
12	28	⑦子育てにおいて重要なことについて 分析が統計的に現れた結果から乖離している。まずは、大きな傾向をしっかりと提示した上で、数字としては比較的小さいが考慮すべきことを追加して挙げるということが必要なのではないか？	御意見を踏まえ、修正します。
13	29	②子どもの遊ぶ権利 「第2章3こども・子育てに関するニーズ調査結果⑦子育てにおいて重要なことについて 市役所の役割として重要だと思うこと」(P29)の保護者アンケートで3番目に多かったのが「のびのび遊べる居場所づくり」でした。とりわけ幼児期や児童期のこどもの成長にとって遊びの機会と場所を保障することは、大切な子どもの権利だと考えます。しかし、「こどもの遊びの権利」の保障についての言及が「第3期計画」のなかに見られません。「のびのびと遊べる居場所づくり」についての「第3期計画」を示してください。	子どもの居場所につきましては、P62「こどもの居場所づくり」、P72「若者による拠点施設の運営支援」及びP73「地域資源を活用したこどもの居場所づくり」において、記載しています。
14	30	世帯の経済状況×父親の有無 父親のいない世帯とは即ち母子世帯であることが推定される。一方で、「父親と生計が同じ」という項目の中には、両親が揃っている場合と、父親のみの世帯が含まれることになる。父子世帯の実数が少ないことから、この数値では父子世帯の問題は見えない。 そもそも、この統計分析が必要だったのだろうか？ 母子世帯と父子世帯を比較する。あるいは、一人親世帯と両親の揃った世帯を比較することには、それなりに意味があると思うが、本項目が必要だった理由が分からない。	御意見を踏まえ、修正します。
15	34	①学習の状況 「読書の頻度についても同様に、ひとり親世帯はそうでない世帯と比較して、『まったくしない』の割合が高くなっています。こうしたことから、家庭の状況に関わらず、こどもの希望に応じて学習ができる機会を提供できる環境整備が求められます。」と分析しているが、そうした「環境整備」の重要な拠点となるべき図書館の開館時間を減らすと聞いている。市の行政は、言うこととやることが矛盾しているのではないか？	「家庭の状況に関わらず、こどもの希望に応じて学習ができる機会を提供できる環境整備」については、図書館だけではなく、様々な手法で確保に努めていきます。
16	35	進学の希望について 選択肢に「大学・大学院まで」という設定をするのは良い設問とは言えないと思う。通常、子どもの頃、また高校の受験直前でも大学院への進学を考える子どもは皆無と言って良いと思う。敢えて、「大学院まで」という質問をしたいなら、「大学」とは別にすべきである。また、現在の状況から、海外での進学を考える子どももいる筈であるから、選択肢の設定の際に考慮すべきだったかもしれない。	次期計画策定時の調査項目設定の参考にします。
17	34～35, 48	子どもの人権保障に関わって ①相対的貧困と母子世帯 「第2章の4こどもの生活実態調査結果 2ひとり親のこどもの状況について」(P34)において、「ひとり親世帯はそうでない世帯と比較して」、「授業の理解度」や「放課後の勉強時間」、「読書の頻度」、さらに「進学の希望」(P35)について課題があるとの指摘を行っています。そして「第3章2現状と課題(1)こどもが健やかに育つ環境づくり②こどもの健やかな成長への支援の充実」(P48)では、「父親が同居していない世帯のこどもは学習面での課題を抱えやすく、大学への進学を希望する割合が低い結果となっている」と結論づけています。 「ひとり親」でも「父親が同居していない」母子世帯に問題が大きいととらえているようです。このような捉え方は正しいのでしょうか。第2期計画では相対的貧困と「授業の理解度」「進学希望」との相関関係を問題にしていました。母子世帯は相対的貧困率が高いことを踏まえると、「父親の同居」の有無が問題なのではなく、貧困が問題の焦点であると解釈することも充分可能です。「第3期計画」を見る限り「貧困」よりも「父親との同居」に焦点があると断定する根拠となる材料は与えられていません。母子家庭の親と子どもに対する偏見を助長するような記述になっている可能性があります。 母子世帯に対する偏見を助長する記述にならないよう要望します。	御意見を踏まえ修正します。
18	38	子どもの居場所のニーズ 「無料で勉強を教えてくれる場所」「無料で食事を食べさせてくれる場所」という設問について疑問を持ちながら読んだ。特に貧困により食事を摂ることが困難な子どもが、「無料で食事を食べさせてくれる場所」に行きたいと答えることは少ないように思う。それは、プライドの問題である。社会的弱者のプライドを傷つけるような設問になっていないだろうか。	次期計画策定時の調査項目設定の参考にします。
19	42	⑧-2 一時預かり事業(幼稚園型)令和5年度に1.5倍の利用人数となったのは、保育所から幼保連携型認定こども園化が進んだ影響が大きいのではないのでしょうか。違うかもしれませんが、大幅な増加については、文章に理由を加えた方が良くと思います。	御意見を踏まえ、こども園化の影響について追記します。

No	ページ	ご意見	回答
20	43	2 その他事業 「その他事業の数値目標について、総合指標は未達成となっています。」と書いているが、「総合指標」は2018年に41.4%であったものが、2023年には31.9%と10%も低下しているという実態である。「未達成」という甘いものではない。しっかりと現実を見つめなければなるまい。何故、5年間で激減したのかを真剣に分析する必要がある。	総合指標の目標達成に向け、本計画で設定した各種事業を、着実に実施していきます。
21	45	⑦職場体験 2020～2022年までは実施していないというのでは、比較することは不可能。2023年に再開したというのであれば、2019年以前の数字があるはず。それらを参考として、挙げるべきである。	前期計画からの推移を掲載する項目のため、2020年から記載しています。
22	48	笠岡市の現状と課題 「子ども条例の認知度は変化がみられず、こどもの権利を尊重する意識の醸成に向けて、さらなる周知に取り組む必要があります。」について、行政担当者自身が子ども条例についての認識の低いことを示しているのではないだろうか。子どもの人権について、どのような認識を持っているのか？ 認知度を高める努力はしたのか？	子ども条例の認知度が減少していることを受け、子ども条例の啓発活動を実施しました。その他、出前講座等も実施しており、引き続き認知度向上に努めます。
23	50	②支援サービス及び情報提供の充実 利用者数が約3倍に増えているが、延べ人数なのか実人数なのか不明です。	本項目につきましては、延べ人数で記載しています。
24	52	④親の子育て力の向上について 認定こども園や小中学校に通うこどもの保護者を対象に親育ち応援学習プログラムを実施したり3歳から就学前のこどものいる保護者を対象にペアレントトレーニングを実施してきた。保護者のニーズも踏まえながら検討し参加を促すことが重要です。とありますが、やっていることは良いと思いますが、生活に余裕がない保護者が、参加できるような設定をしてほしい。	計画に従って、施策を実施していく中で検討していきます。
25	56	基本的な視点1の本文には、神経発達症(発達障がい)に触れていますが、これに関しての児童発達支援事業や放課後等デイサービスの利用者数や利用件数についても、障がい児保育事業についての項目があるので、加えてはどうでしょうか。データは、「笠岡市障がい児福祉計画(第3期)」にあります。今回は、無理でも次期計画では検討をお願いします。	御意見を踏まえ、次期計画において検討します。
26	56	「家庭環境や障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、生まれる前から幼児期、学童期、思春期をはじめとし、心身の発達の過程にある者に対し、切れ目のない支援に取り組みます。」(P.56)という理念は良いと思う。しかし、この理念を実現するにあたり、就学前と就学後の子どもについて、市の行政内部で異なる部門が職掌しており、これらを有機的に連携することが果たして可能なのか？ 例えば子育て支援課と教育委員会、人権推進課etcがどのように連携するのか具体案を抜きにしては、しっかりと子育て支援ができると思われたい。	計画に従って、施策を実施していく中で検討していきます。
27	56	基本的な視点 「家庭環境や障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、生まれる前から幼児期、学童期、思春期をはじめとし、心身の発達の過程にある者に対し、切れ目のない支援に取り組みます。」という理念は良い。「切れ目のない支援」というが、行政の全ての部・課が関わる態勢を構築する必要があると思う。しかし、そうした連携をどのようにしたら構築できるのかを示す必要がある。	こども家庭センターの設置や、重層的支援体制の構築などにより連携して切れ目のない支援に取り組めます。
28	57	施策の体系 基本目標の3 生まれる前からの切れ目のない支援 施策の柱 保健、医療体制の充実とありますが、市長の公約にも、市民病院の産婦人科(金曜のみ)を常勤産婦人科医の確保。市民病院での出産の再開を目指す。と書いてありました。是非実現させて頂きたい。	市民病院の産科医療体制については、市民病院での出産再開を目指す中で、まずは、出産前までの妊婦健診は市民病院で行い、分娩は福山市民病院で行う産科セミオープンシステムの実施により、妊婦の方が安心して出産できるための環境整備に努めていきます。
29	58	施策の柱2 教育・保育の質の確保 発達支援の充実の担当課に子育て支援課は入りませんか。保健師は関わっていると思いますが。	御意見を踏まえ、担当課に子育て支援課を追記します。
30	59	4歳児発達支援事業においては、主たる担当課は、こども育成課の現場の保育士、保育教諭の数か月間における児の把握が大きいと思いますので、担当課に入れるべきではないですか。	御意見を踏まえ、担当課にこども育成課を追記します。
31	59	通学補助について(廃止すべき) 離島未就学通所支援事業、離島高校生就学支援事業があるとは思ってもいませんでした。時代という2文字でしていい事ではない事があると思います。小生が高校生の折は1日2時間かけて笠岡港へそしてそこから自転車で20～30分かけて笠岡へ通ってました。船内にエアコンはなく冬に学生服を毛布がわりにカバンは枕に朝6時出港し8時に笠岡港に着いてました。小生は母子家庭で祖父母と4人で暮らしてました。母の少ない収入で生活をしてました。船で通っている学生は下宿する余裕がないから船で通学していました。他の島の子どもも家の事情は分かりませんが真鍋島から通っている学生様の家が経済的に苦しいとは思っても考えられません。小生だけでなく帰省客やUターンした人々からも「どんな仕事であんなええ生活ができるな」とよく耳にします。通学の補助金はこの財政難の折なくしてバスや電車やバイクで通学できず自転車70分以上をかけて通学している学生はいるはず。その学生や家族はどう思うのでしょうか！	本事業は児童(生徒)の保護者等の通所(通学)に係る経済的負担を軽減し、もって離島における児童(生徒)の保育所等通所(修学)の機会の確保を図ることを目的として実施していますので、引き続き実施していきます。
32	60	③子どもの「生命権」と「育ち」の保障に関わって ・「第5章施策の展開 基本目標2の施策の柱1 思春期保健対策の推進」(P60)に関わって。以下の2点について追加を要望します。 (1)初潮期の児童生徒がすぐ小学校・中学校のトイレに生理用品の常設を要望します。 (2)気候変動による猛暑対策として、体育館を含む教育施設へのエアコンの完備を子どもの生命権の保障として要望します。	(1)子ども1人1人の体調や悩み、不安等を聞き取り、必要によっては保護者との情報共有及び医療機関等との連携を図る等、引き続き個別に対応を図ります。 (2)エアコンの設置について、現在、見直し中の学校規模適正化計画の改訂後、学校配置を踏まえたうえで、年次的に考えていきます。

No	ページ	ご意見	回答
33	60	<p>施策の柱2 子どもを取り巻く環境の整備 望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発のところで 取組の概要で、スマートフォンの普及により、電子メディア等に触れる機会が早期化、長期化の傾向にある中、電子メディア等と上手につきあうための知識の啓発に努めます。とありますが、学校教育で小学校1年生から端末をもたせ、さらに電子メディアに触れる時間が増えています。青少年のネット平均利用時間は1日4時間57分で、小学生でも(10才以上)約3時間46分(子ども家庭庁2023年調査)で、ネット依存を疑われる子どもは小学生16.2%、中学生24.1%、高校生26.9%という調査もあります(11都府県2023年調査 17万8千人余からの回答)目や脳にも悪い影響があります。学校、家庭での端末利用時間の制限など必要ではないでしょうか。</p>	<p>GIGAスクール構想の実現に向けた「1人1台端末」等のICT環境を整備し、積極的な利活用を進めているところです。その中の留意事項には情報モラル教育の充実や児童生徒の健康への配慮も含まれています。また、端末の貸出の際には家庭で話し合い、時間等の利用ルールを設定をお願いするなど家庭とも連携しながら、子どもが自律して、端末等を安全に利活用できるよう今後も努めます。</p>
34	60	<p>施策の柱2 子どもを取り巻く環境の整備 望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発 就学前の子どもにおいては、スマートフォンよりはタブレットを使ってのゲームに夢中になる時間が多いと思います。家庭で時間的な制限を設けるなどの必要があると思いますので、「タブレットなどの電子メディア等」という表現にしてはどうでしょうか。長時間の使用について、発達障がいに似た症状が出るとの報告もあります。担当課にこども育成課を加えていただきたい。 防犯意識の啓発 保育所・こども園では防犯訓練を警察署と連携しています。担当課にこども育成課を加えていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、担当課にこども育成課を追記します。</p>
35	60	<p>・「第5章施策の展開 基本目標2の施策の柱2 望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発」(P60)に関わって。以下の点について追加を要望します。 とりわけ0歳から3歳の乳幼児の発達にとって弊害が大きいスマホ等のデジタル機器に対する対策を要望します。スマホ保育やスマホネグレクト等は、乳幼児期の親子間のアタッチメント等、「乳児が人間になるために不可欠な育ち」を損なわせ、その後の人生に大きなハンディを負わせることとなります。視力等健康被害も含め切迫感をもった対応を望みます。</p>	<p>計画に従って、施策を実施していく中で検討していきます。</p>
36	61	<p>・社会体験活動の推進 担当課にある「社会福祉協議会」は社会福祉法人であり、担当課ではないので、管轄の地域福祉課が適当ではないでしょうか。 ・児童虐待の予防及び早期発見の取組で、P65には電話相談(＃8000)が紹介されているので、この取組の中に「虐待かもと思ったら、こどもの利益を一番に考え、相談できる児童相談所の虐待対応ダイヤル189の周知に努めます。」など加えてはどうでしょうか。</p>	<p>・公的な性格の強い社会福祉法人であるため、記載しています。 ・計画に従って施策を実施していく中で、検討していきます。</p>
37	61	<p>「こどもの意見を反映させる仕組みの構築」について こども大綱には「こどもや若者を権利の主体として認識し」(大綱P8)「こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら…将来を切り開いていけるよう、取り組んでいく。声をあげにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする」(大綱P9)とあります。「こどもが意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重される」というだけでなく、こどもの意見表明によって「周囲や社会が変わっていく体験を積み上げ」ることができるようであればなりません。まず、日常の「生活の場」において「周囲や社会」(子どもにとっての身近な「周囲や社会」は、家庭や保育園・学校・児童などが考えられます)が「変わっていく体験を積み上げ」ることができるようにしなければならないのに、そのような課題意識が「第3期計画」にはほとんど見受けられません。担当課に学校教育課が含まれていないことがその証左です。 今の子どもたちは、意見を言い行動することで「周囲や社会が変わった」という体験をほとんどしていません。その積み重ねが、どうせ何を言ってもやっても何も変わりはないという無力感やあきらめにつながっているのではないのでしょうか。日常的な保育・教育活動の中で、子ども達が「自分たちの力で変えることができる」体験と自信をつけることが子どもの権利条約の精神であり、管理主義的で画一的な指導はその対極に位置するものです。 以上の理由を踏まえ、「こどもが権利の主体」であり「周囲や社会」を変えていく主体であることが明確になるよう、「第3期計画」の見直しを要望するものです。また、担当課には必ず学校教育課を加えてください。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
38	64	<p>ヤングケアラーへの支援の取組中「…家族支援の視点から必要な支援につなげます。」の文章ですが、ヤングケアラーであるこどもが抱える問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があるため、「連携してこどものみならず、家族全体を捉える視点から必要な支援につなげます。」というように、この文章だと家族支援が中心とも捉えられるので、「こども」という文言を文章中に加えた方が良いと思います。</p>	<p>対象を児童、生徒とした上で、さらに家族支援も必要であるということに記載しています。</p>
39	65	<p>不育治療に対する助成の取組で、【対象】市民となっていますが、対象となる範囲は、限定されるので「支援を必要とする夫婦」などの表記を検討してください。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
40	66	<p>施策の柱3 健康教育、相談の推進 電子母子健康手帳の普及で、スマートフォン等で気軽に育児や子育て支援の情報を得ることができるアプリの普及や機能の充実に努めます。 とありますが、母子手帳のデジタル化で、メリットやデメリットをきちんと伝えているでしょうか。 【メリット】 記録は、自治体側のシステムに保存しており、カードを紛失、損傷しても消えない。とメリットばかりが強調されていないだろうか。 【課題】 2023年12月現在の課題は、マイナポータルでは、 ・現在、予防接種など一部の記録しか見られない。今後閲覧できる記録の範囲を広げていく方針。 ・予防接種の記録は、自治体に記録の保存義務がある5年間に限らず、5年分しか閲覧できない。 ・データは医療機関や自治体の職員らが手入力(誤入力があるかも知れない。)しており閲覧できるまでに数ヵ月かかることもある。(子ども家庭庁へ取材 朝日新聞) 上記の課題は2023年12月時点だが、現在の情報を正しく妊娠中の女性に伝えるべきである。 デジタル化とは、生活が便利になり選択肢が増えるということである。メリットデメリットをきちんと伝え、選択できる権利を保障することが行政の仕事だと考える。</p>	<p>母子健康手帳(冊子)を主に活用しながら、電子母子健康手帳を併用して、こどもの成長発達の記録を電子媒体で管理したり、市から発信する予防接種や地域の子育て情報を得るなど役立てていただいています。今後も課題や利用者ニーズも踏まえながら適宜改善し、快適に利用できるよう努めていきます。</p>
41	68	<p>子育て短期支援事業の取組中で、この事業は、母子に限らず父子の場合も該当するので、「母子・父子」又は「ひとり親家庭」などの表現が良いのではと思います。【対象】の表記も同様です。 P70のひとり親家庭への自立支援では、【対象】ひとり親家庭となっています。全体での表記の統一を図ってはどうですか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>

No	ページ	ご意見	回答
42	72	<p>・次代の親の育成支援 乳幼児とのふれあいの推進の取組で担当課に「社会福祉協議会」とありますが担当課には「地域福祉課」と表記するか、関係団体のため外した方がよいと思います。</p> <p>・地域交流活動の充実の取組中地域の方々との世代間交流は、どちらかといえば、生涯学習課(地区公民館)の活動が大きいと思うので、担当課に生涯学習課を入れてはどうですか。</p> <p>・こどもの社会性を育む地域づくりの取組と同様に【対象】に、地域住民を入れた方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>・公的な性格の強い社会福祉法人であるため、記載しています。</p> <p>・御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>・御意見を踏まえ、修正します。</p>
43	74	<p>「こどもの意見を聞く機会の確保」について。 この施策の柱4の二つ目に、「こどもの意見を市の施策に反映できるよう、こどもの意見を聞く機会づくりに努めます」とあります。身近な「生活の場」が「変わっていく体験」だけでなく、「政策決定の過程」にこどもの意見を反映させる施策として、是非実行していただきたいと考えます。その際、選ばれた特定の子どもの意見ではなく、小・中・高校と連携をとり、各校の児童生徒全員で話し合っ得られた成果を児童生徒の代表がもちより、さらに児童生徒代表による協議を行う仕組みを構築してもらいたいと考えます。笠岡市政が直面している諸課題について、児童生徒全員が調べ、考え、話し合う機会をもうけることは、主権者教育として大きな意義があると考えます。この項目についても学校教育課を担当に入れてください。</p>	御意見を踏まえ、修正します。
44	74～75	<p>「育児休業制度活用促進の啓発」、「育児休業給付の活用促進」、「子育てしやすい職場環境づくりの啓発」、「男女共同参画意識の啓発」、「男性の育児参画の推進」の取組の概要中、【対象】の「事業所」という文言がありますが、事業所とは一般的には場所を指すため事業所ではなく、運営主体である「事業者」に対して啓発等を行うものと考えますので、【対象】は、事業者が適切だと思います。</p>	御意見を踏まえ、修正します。
45	77	<p>2 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容で「また、並行して、私立施設に対して認定こども園への移行支援を行うことで、保育所1園・認定こども園8園となり、円滑な幼保一元化を推進することができました。」とありますが、私立施設は、笠岡市就学前教育・保育施設再編整備計画策定以前から、私立施設については、岡山県子ども未来課と協議して幼保連携型認定こども園に移行しています。 本文に「移行支援」という文言を入れるほどの支援はされていないと思います。された施設もあるかもしれませんが、私立施設は、それぞれの法人が認定こども園化を決定することなので、「また、<u>私立施設についても私立保育所1園・認定こども園8園となり、円滑な幼保一元化を推進することができました。</u>」に修正した方がより正確だと思います。</p>	御意見を踏まえ、修正します。
46		<p>④その他。 「第3期計画」で直接触れていない以下の2点についての検討を求めます。 (1) 貧困世帯やひとり親世帯の実態調査と対策について多くのページを割いて記述してありますが、障がいのあるこどものいる世帯についても実態調査と対策を示してほしい。 (2) 共同親権に伴う課題と対策や、インクルーシブ教育の課題と対策についても示してほしい。</p>	<p>(1) 第5次笠岡市障がい者福祉計画において、実態調査と対策について掲載しています。当該計画との整合を図りながら、本計画に従って取り組んでいきます。 (2) 国の動向を注視しつつ、関係機関と連携しながら、子どもの最善の利益を確保するよう努めます。</p>
47		<p>小中一貫学校を実現しても優秀な学生は広島県福山市の広大附属中学校へ行くとおもいます。とすれば小中一貫学校でなく中高一貫学校を設立し30年前の笠岡高校のように進学率の良い教育学校となります。因みに30年前に大井ハイランドを販売する上で笠岡高校の教育内容と進学率の良さが良くて福山市内から特に購入していただきました。</p>	子どもたちが現在の学校、新しい学校に安心して安全に通学し、充実した学校生活を送るとともに、学校と家庭、地域が連携して特色ある学校教育を推進することができるよう、学校の統廃合及びその条件整備や体制整備等を図っていきます。
48		<p>安心安全な子育て教育をする為に、まず幼い時から奉仕の精神やボランティアをしっかりと教える。</p>	学校教育においては、奉仕活動や体験活動を通して多様な経験を重ね、豊かな人間形成と将来の社会参加の基盤作りにつながる生きる力の育成を推進しています。
49		<p>幼い時から高齢者・障がい者・弱者の人々と交流させ、労り・優しさ・思いやり等や、相手に対して感謝と謙虚さと尊敬を学ぶようにする為に、三世帯・四世帯に支援・協力する。少なくともありがとうとごめんなさいと言えるように教育していく。</p>	様々な人との関わりを重視しながら、相手に対する感謝や謙虚さ、思いやり、尊敬の念等を大切に生きる力を育むことができるよう努めます。
50		<p>無料塾について 今の時代は天才秀才が努力しても塾へ通わなければハーバード大学、ケンブリッジ、オックス～東大には入学できません。お金持ちの子の天才秀才が幼い時から色んな塾へ通わせれる環境があるから、偏差値が高い大学へ、もしくは特待生として入学できます。そこで経済的に苦しい家族子どもの為に無料塾を作り、子どもに勉強やスポーツをボランティアで教える体制作りをと思います。例えば大学・大学院生が高校生に教え、高校生はお礼として中学生に教え、中学生はお礼として小学生を教え、小学生はお礼として幼児か高齢者に教え(例:スマホの使い方等)高齢者と保護者はお礼として大学・大学院生に人生体験・経験・技術等々を教える。高校生が中学生に、中学生が小学生に小学生が幼児に教えるときは大学・大学院生がサポートする。大学・大学院生も就職時の履歴書に記載できると思います。NPOで、休校廃校等になった学校で大学・大学院生が運営していただく。</p>	支援を必要とする人が経済的な支援を受けることができるよう、機会を捉えた周知や情報提供を図り、各種経済的支援につなげます。
51		<p>教員採用について(新聞配達で4年間で卒業した人材を教員に) 新聞配達は休暇が少なく大変なアルバイトであるため、4年間の努力・根性・社会経験は必ず即戦力になるとおもいます。</p>	そうした方も含め、公平公正に採用試験が行われていると理解しています。
52		<p>小中学校を統廃合する計画があると聞いているが、それと、子育て支援をどのように結び付けてゆくつもりであるのかを詳しく知りたい。</p>	これまでも関係機関で連携して取組を推進してきました。今後も、地域や関係機関と連携しながら子育て支援に努めていきます。
53		<p>日本の行政機構については、国連の理事会等から人権に対する配慮が足りないことが数多く指摘されている。例えば、インクルーシブ教育への取り組みがないことが問題視されたことについて、笠岡市としてはどのように考え、行動するのか、少なくとも理念の実現に向けて、どのような努力をするつもりなのかを示す必要があろう。</p>	国の動向を注視しつつ、関係機関と連携しながら、子どもの最善の利益を確保するよう努めます。
54		<p>これから笠岡市においてもオルタナティブスクールに対するニーズは高まることが予測される。特にこれからの子育て世代の保護者のニーズはこれまでの公教育のデザインではなく、オルタナティブな教育サービスの提供が求められます。については、ニーズが高まるオルタナティブスクールに関するガイドラインを市が先導して作成することを要望します。</p>	国の動向を注視しつつ、今後研究していきます。